

金融円滑化管理の充実

企業や個人のお客さまが必要とする健全な資金需要に対し、円滑に資金を供給していくことは、銀行の最も重要な役割の一つです。

当行は、地域金融機関として、適切なリスク管理のもと、適切かつ積極的にリスクテイクを行い、金融仲介機能を積極的に発揮するという観点から金融円滑化管理態勢の充実に努めております。

●金融円滑化管理態勢

取締役会は金融円滑化管理に関する基本方針や重要事項を決議し、当行全体に周知徹底を図っております。

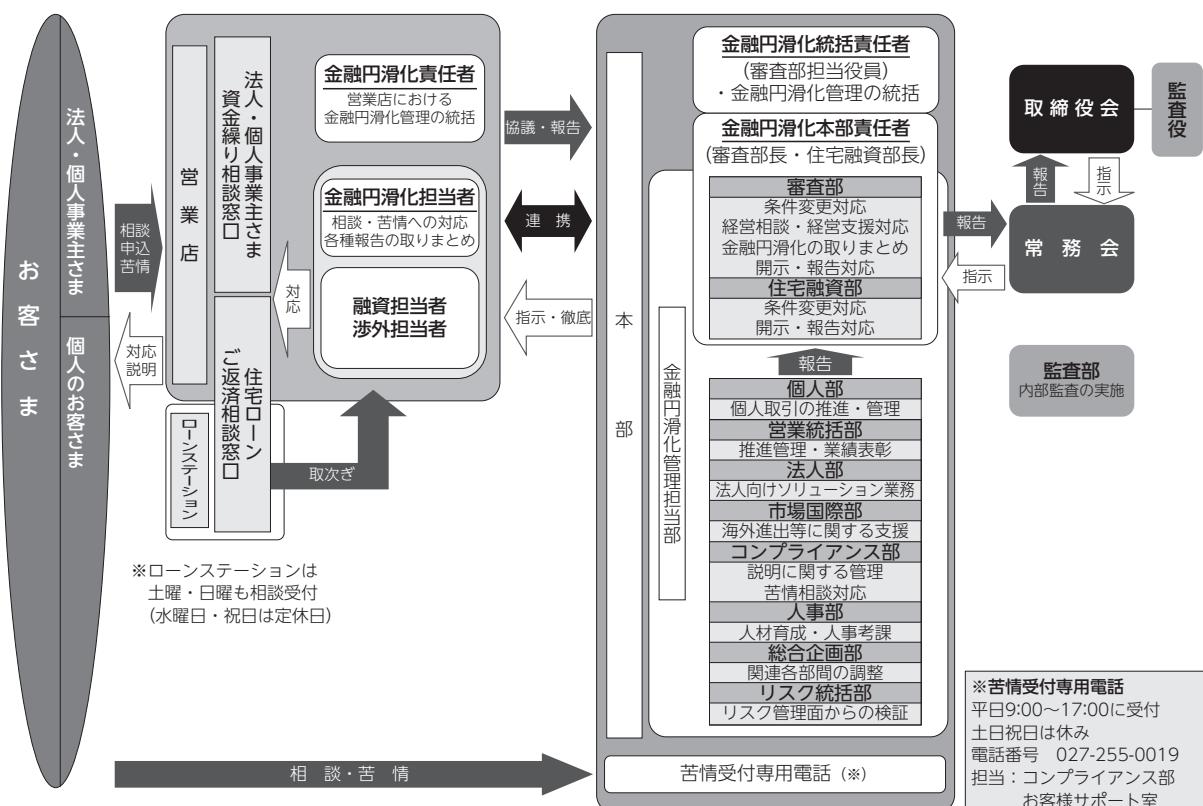
審査部主管役員が金融円滑化管理全般の担当取締役として金融円滑化統括責任者となり、金融円滑化の施策の策定や実施状況の検証、改善策の提言などを行います。また、審査部及び住宅融資部の部長は、金融円滑化本部責任者として、金融円滑化統括責任者を補佐するとともに、金融円滑化の実施状況や改善策の取りまとめを行います。

金融円滑化の関連部署は、金融円滑化管理担当部として、所管業務における金融円滑化管理態勢の整備確立に向けた諸施策の立案・実行、営業店の指導、支援などを行います。

営業店においては、金融円滑化責任者及び金融円滑化担当者を配置し、お客さまからの新規お借入や借入条件の変更に関するご相談への対応や行員の指導などを行います。

<群馬銀行の金融円滑化管理体制図>

平成26年3月31日現在



●金融円滑化に関する基本方針

群馬銀行では、平成22年2月に「金融円滑化に関する基本方針」を定め、他の金融機関等と連携を図りながら、新規のお借入やご返済条件の変更等について対応してまいりました。

平成25年3月末の中小企業金融円滑化法の期限到来後におきましても、群馬銀行の金融円滑化に向けた基本的な取組方針に変更はございません。

引き続き、本方針に基づき、お客さまからの新規のお借入やご返済条件の変更等に関するお申し出には適切に対応するとともに、中小企業や小規模事業者のお客さま個々の経営課題の解決に向けて積極的なサポートに努めてまいります。

(1) 新規のお借入やご返済条件変更への対応

お客さまから新規のお借入れやご返済条件の変更等のご相談・お申込みがあった場合には、お客さまの現状や今後の見通し等を正しく把握した上で、適切に対応するよう努めます。

なお、必要に応じて、他の金融機関、信用保証協会、地域経済活性化支援機構、住宅金融支援機構等の関係機関と緊密な連携を図ります。

(2) 経営相談・経営支援

お客さまから経営に関するご相談があった場合には、真摯な対応を心がけ、お客さまの立場に立った最適なソリューションのご提案に努めます。

また、当行が持つ情報機能やネットワーク等を積極的に活用したコンサルティング機能の発揮に努めるとともに、その実効性を高める観点から、外部専門家・外部機関・認定経営革新等支援機関（注）等との連携を図り、地域経済の活性化及び地域における金融の円滑化に資するよう努めてまいります。

（注）公的に認定された財務及び会計についての専門的知識を有する中小企業支援者（商工会、商工会議所、中小企業診断士等）、税理士、金融機関等

(3) 人材育成

ご融資の審査や経営相談への対応等に関する行員の能力向上のために、研修制度の充実などに積極的に取組み、お客さまのご要望に的確にお応えできるよう努めます。

(4) お客さまへの説明

新規のお借入れやご返済条件の変更等のお申込みがあった場合には、お客さまに適切かつ詳細な情報の提供と説明を行うよう努めます。また、ご希望に添えない場合には、お客さまのご理解とご納得をいただけるよう、その根拠を明らかにし、誠意をもって説明するよう努めます。

(5) 経営者保証に関するガイドラインへの対応

経営者保証については、「経営者保証に関するガイドライン」（平成25年12月5日「経営者保証に関するガイドライン研究会」により公表。）の趣旨を十分に踏まえ、お客さまと保証契約を締結する場合、お客さまから既存の保証契約の見直しのお申し入れがあった場合、及びお客さまが保証債務の整理を申し立てられた場合には、本ガイドラインにもとづき、誠実かつ柔軟に対応するよう努めます。

また、当該対応が当行の融資慣行として浸透・定着するよう努めます。

(6) お問い合わせ・ご要望等への対応

新規のご融資やご返済条件の変更等のご相談、お申込みに関して、お客さまからお問い合わせ、ご相談、ご要望及び苦情のお申出があった場合には、お客さまのご理解とご納得を得られるよう丁寧な説明に努めます。